



昭和十五年八月

財團法人人口問題研究會要覽

財團
法人

人口問題研究會要覽

目 次

一	沿革	一頁
二	財團法人人口問題研究會寄附行為	六
三	財團法人人口問題研究會處務規程	四
四	財團法人人口問題研究會會計規則	六
五	財團法人人口問題研究會會員規則	三
六	顧問及役職員	二
七	事業概要	二〇
八	主要事業日誌	七

一 沿革

大正の末期過去十數年に於ける我國の人口は食糧との均衡を破つて急増する傾向を有するに至りたる爲昭和二年政府は内閣に人口食糧問題調査會を設置し人口と食糧との關係を調査審議せしめられた。その後四圍の情勢はこれが對策に曙光を見るに至つたので、昭和五年三月この官制は廢止せられたのであるが、思ふに人口問題は國民生活の根本に關する事項なるを以て短期又は彌縫的對策を以てしては其の核心に觸れ、根本的方策を見出すことの至難にして、之が解決の萬全を期するためには、人口問題の恒久的調査研究機關の必要が痛感され人口食糧問題調査會第十二回特別委員會に於て新渡戸稻造委員は人口問題の永續性を指摘し其の恒久的調査機關設置の必要を強調し「人口に關する諸問題の研究を目的とする學術的機關の設置を謀り其の充實を助成すること」を提案した。爾來、社會局側幹事、永井亨委員より數度に亘つてかゝる恒久的機關設置に關する提案が行はれ、又昭和四年には國際聯盟協會を代表して故子爵

濱澤榮一氏並に井上雅二氏より政府に對し同様の建議書が提出せられた。昭和五年一月二十三日に至り、「人口食糧問題調査會特別委員會は「人口問題に關する常設調査機關設置に關する建議案」を可決し、同年三月二十七日、第五回總會に之を附議し本案を可決して直ちに政府に答申した。即ち「我國の人口問題は當時調査研究を行ひ其の真相を明にし、之に基き隨時其の對策を講ずるにあらざれば問題解決の針路を失ひ、對策施設の基準を誤り、洵に憂ふべき事態に陥ることなしとせず。然るに現在の人口食糧問題調査會は政府の諮問に應じ政府に建議する外、常に於て調査研究を行ふに適せざる憾みあり。加ふるに人口問題は其の性質上國際的見地より之を考究し國際機關との聯絡を圖ること亦必要なり。仍て政府は此際速に人口問題に關する常設調査機關として研究所を設置し並に諮問機關として委員會に附設せられんこと」を要望した。政府は之等決議を尊重し其の要望に基き、内務省社會局に於て立案せる人口問題研究機關の設置に要する豫算案を帝國議會に提出して昭和六年度豫算に就き其の協賛を経たが内閣更迭等の事情によりこの豫算を實行する運びに至らなかつた。

然るに此の頃に至り世界經濟恐慌の波及に依り、不況は連年深刻の度を加へ失業量實に二百萬と推定され、茲に人口問題は、如何なる職業に依つて之等の人口を養ふべきかといふ所謂失業問題としても之が重要性を強調されるに至つた。更に一方國際情勢の動向に鑑み我國海外人口發展の地歩を廣むる事が當面の要務とせられ人口問題の重大性は益々高調され、昭和七年十一月二十一日內務省發起の下に曩に人口食糧問題調査會當時委員であつた官民の有志會合し、人口問題研究會の創立を決議して其の實現に努めた結果民間有力財團よりの出捐もあり、昭和八年十月二十七日茲に財團法人人口問題研究會の設立を見るに至つたのである。

然るに時世の變轉は國を擧げて滿洲事變次いで支那事變に逢着し新東亞建設の重大なる時局に直面するや、人口問題は今亦面目を一新して人的資源保持涵養の新課題を以て登場するに至つた。即ち戰時體制の運營は内に生産擴充と外に軍備擴張の兩陣陣容を整へ人的資源の適正即妙なる配備を必要とし、更に民族の向上發展を計るべく、より良き質の人口とより多き量の人口の立脚點より不動の國策を樹立することこそ非常

時國策の根蒂に培ふ所以であつて、今や人口問題は民族問題乃至海外資源の領野にまで論及せらるゝに至つた。

本會は右に述べたる如き過程を通し聲を大にしてかゝる諸問題解決の凡ゆる分野から、調査研究に一般の啓蒙に微力を傾倒し、その解決に資すべく健闘して來たのであるが、其の事業の一なる人口問題全國協議會に於て一般の輿望に依つて再度に亘り「人口問題に關する國立常設機關設置の件」を政府に建議し又之が施設の實現に努力せる結果として、昭和十四年八月國立の人口問題研究所が開所されるに至つた。而して本會はこの研究所と表裏一體を爲し、其の調査研究を補ふと共に本會も亦調査機能の發揮に努め、國外に對しては外地機關を動員して大陸調査に進出し、國內に對しては特に人口問題に關する啓蒙宣傳機關として益々重要な役割を演ずるに至つたのである。

昭和十五年六月二十日帝都一帶を襲つた大雷雨は落雷によつて麹町官衙街に大火災を惹起し大藏省、企畫院及厚生省大部等を灰燼に歸せしめたが本會事務所も亦類焼の厄に遇ひ、貴重なる文獻資料等を多數烏有に歸せるも翌二十一日直ちに事務所を厚生

省社會局生活課内に開設各方面の積極的援助の下に銳意復舊擴充に努力して今日に及
んで居る。

二 人口問題研究會寄附行爲

(財團法人 昭和十五年四月一日第四章改正)

第一章 名稱

第一條 本會ハ財團法人人口問題研究會ト稱ス

第二章 目的及事業

第二條 本會ハ我國人口問題ノ解決ニ資スル爲諸般ノ調査及研究ヲ遂ケ且ツ人口問題研究諸團體トノ聯絡ヲ圖リ併セテ人口政策施設ノ促進ヲ期スルヲ以テ目的トス

第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ

一、人口問題ニ關スル調査及研究

二、人口問題ニ關スル資料ノ蒐集及整備

三、國內人口問題研究諸機關及研究者トノ聯絡提携

四、國外人口問題研究諸團體トノ聯絡及資料ノ交換

五、調査、研究ノ結果ノ發表

六、政府ノ諮詢ニ對スル答申又ハ建議

七、其ノ他前條ノ目的ヲ達スル爲必要ナル事業

第三章 事務所

第四條 本會ハ事務所ヲ東京市厚生省社會局内ニ置ク

第四章 會員

第五條 會員ヲ分チテ特別會員、維持會員、終身會員及通常會員ノ四種トス

特別會員ハ本會ニ功勞アル者又ハ學識名望アル者ニ就キ理事會ニ於テ之ヲ推薦ス
維持會員、終身會員及通常會員ハ本會ノ趣旨ニ贊同シ所定ノ會費ヲ納入スルモノトス

ス

其ノ入會、退會並ニ會費ノ納入ニ關スル規則ハ理事會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第五章 役員職員及顧問

第六條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

一、會長

一、理 事

若 千 名

一、監 事

二 名

一、評 議 員

若 千 名

第七條 會長ハ理事會ニ於テ理事中ヨリ之ヲ互選ス

會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統轄ス

會長故障アルトキハ會長ノ指名シタル常務理事其ノ職務ヲ代理ス

第八條 理事ハ評議員會ニ於テ評議員中ヨリ之ヲ互選ス但シ理事ノ中一名ヲ厚生省社

會局長ノ職ニ在ル者ニ會長之ヲ委嘱ス

第九條 理事中ニ常務理事若干名ヲ置キ會長ノ指名ヲ以テ之ヲ定ム

常務理事ハ會長ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌理ス

第十條 監事ハ業務執行及資產狀況ヲ監査ス

第十一條 監事及評議員ハ會長之ヲ委嘱ス

第十二條 役員ノ任期ハ三年トス但シ再任ヲ妨ヶス

補闕ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十三條 役員任期満了ノ場合ハ後任者ノ就職スル迄仍チ前任者ニ於テ其ノ職務ヲ行

フ

第十四條 本會ニ左ノ職員ヲ置キ會長之ヲ任命又ハ委嘱ス

一、研究員 若干名

二、助手 若干名

三、幹事 若干名

四、書記 若干名

第十五條 研究員ハ調査研究ニ從事ス

助手ハ研究員ノ調査研究ヲ補佐ス

第十六條 幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務及會計ヲ處理ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務及會計ニ從事ス

第十七條 人口問題ノ調査研究並ニ研究員ノ指導ノ爲主査一名及副主査若干名ヲ置ク

主査及副主査ハ理事及評議員中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

第十八條 本會ニ顧問若干名ヲ置クコトヲ得

顧問ハ理事會ノ議決ヲ經テ會長之ヲ委嘱ス

第六章 理事會

第十九條 理事會ノ議決スヘキ事項左ノ如シ

一、評議員會ニ附議スヘキ事項ニ關スルコト

二、人口問題ニ關スル調査研究事項ニ關スルコト

三、財產ノ管理及處分ニ關スルコト

四、寄附ノ受諾ニ關スルコト

五、寄附行為ノ變更及規則ノ制定變更ニ關スルコト

六、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メタル事項ニ關スルコト

第二十條 理事會ハ必要ニ應シ會長之ヲ招集ス

理事三分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求ヲ爲シタルトキハ理事會ヲ

招集スルコトヲ要ス

會長必要ト認ムルトキハ書面ニ依ル表決ヲ求メ招集ニ代フルコトヲ得

第二十一條 理事會ノ議長ハ會長之ニ當ル

會長故障アルトキハ會長代理者之ニ當ル

第二十二條 理事會ノ議事ハ出席理事ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第七章 評議員會

第二十三條 評議員會ノ議決スヘキ事項左ノ如シ

一、歲入歲出豫算ニ關スルコト

二、決算及事業執行狀況ノ報告ニ關スルコト

三、其ノ他會長ニ於テ必要ト認メタル事項ニ關スルコト

第二十四條 評議員會ハ毎年一回之ヲ招集ス但シ會長ニ於テ必要ト認メタルトキハ隨時之ヲ招集スルコトヲ得

時之ヲ招集スルコトヲ得

評議員三分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シテ請求ヲ爲シタルトキハ評議員會ヲ招集スルコトヲ要ス

第二十五條 第二十一條及第二十二條ノ規定ハ評議員會ニ之ヲ準用ス

第八章 資產及會計

第二十六條 本會設立當時ノ資產ハ別紙目錄ノ通トス

第二十七條 本會ニ基本財產ヲ置ク

基本財產ノ積立、管理及處分方法ハ理事會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第二十八條 本會ノ會計年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十日迄トス

第二十九條 本會ノ經費ハ左ニ掲タルモノヲ以テ之ヲ支辨ス

一、基本財產以外ノ資產

二、補助金

三、寄附金

四、會費

五、其ノ他ノ收入

第九章 附 則

第三十條 本會ノ事務執行ニ關シ必要ナル規則ハ理事會ノ議決ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

第三十一條 本寄附行爲ヲ變更セントスルトキハ理事三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第三十二條 本法人設立當時ノ理事左ノ如シ

伯爵 柳澤保惠

男爵 藤村義朗

永井亭

那須皓

山川端夫

下村宏

堀切善次郎

河田烈

長谷川赳夫

吉田茂

富田愛次郎

丹羽七郎

井上雅二

社
人山問題研究會處務規程

財團
法人

第一條 本會の事務は別に規定あるもの外本規程に依り處理不^レシ
第二條 本會の常務理事の決裁を依り之ヲ處理ス但シ重要ナル事項ハ會長ノ決

裁ヲ經ルコトヲ要ス

第三條 本會に到達する文書は書記^{シカイ}を接受レ親展書を除く外開封^{シカイ}上件名番號等

至簿冊に登録レ各主管係員に配布スベシ

親展書は封緘の儘記名者に配布レ領收印を受^レけ付^クハキムヘ

第四條 主管係員文書を接受レ在庫上^{シカイ}事の指揮を受^レけ速^シ處理案を具^シ決裁^ス

受^レ付^クハキムヘ

第五條 現金其の他有價證券を接受レ及^シて金額、種類等を明記^{シカイ}別に定^スム會

計規則に依リ收納スベシ

第六條 常務理事不在ノトキハ常務理事の委任レ在^シ理事其の職務を代行ス^ル

理事不在のときは

常務理事の職務を代行ス^ル

第七條

本會より發送する文書は書記に於ける其の件名、番號を簿冊上登録スベシ

第八條

完結文書は書記に於て整理保存不ベシ

第九條

本會ヨリ發送スル文書其ノ他ニ使用スル印章ト書記之ヲ押捺スベシ

記入

附

則

本則 昭和十年十月一日ヨリ之ヲ施行ス。

四 財團法人人口問題研究會會計規則

第一章 總 則

第一條 補助金、寄附金、會費其ノ他ノ一切ノ收入ヲ以テ歲入トシ一切ノ經費ヲ歲出トス。

第二條 一會計年度ノ出納ハ翌年度五月三十一日ヲ以テ閉鎖ス。

出納閉鎖後ノ收入又ハ支出ハ之ヲ現年度ノ歲入又ハ歲出トナスモノトス。

第三條 各年度ニ於テ歲計ニ剩餘アルトキハ翌年度ノ歲入ニ編入スベシ。

第四條 本會ノ收入ハ確實ナル銀行又ハ信託會社若ハ郵便官署ニ預入シ支出ハ現金拂又ハ小切手、振替貯金若ハ振替拂ヲ以テ之ヲ爲ス。

第二章 豫 算

第五條 歲入歲出ノ豫算ハ前年度二月末日迄ニ調製シ三月末日迄ニ評議員會ノ議決ヲ受クベシ。

第六條 歳入歳出豫算ハ一般會計及特別會計毎ニ調製シ之ヲ款、項、目ニ區分スルモノトス。

第七條 避クベカラザル豫算ノ不足ヲ補フ爲又ハ豫算外ニ生ジタル必要ノ費途ニ充ツル爲豫備費ヲ設タルコトヲ得。

第三章 収入及支出

第八條 収入及支出ノ常務理事ノ決判ヲ以テ之ヲ執行スルモノトス但シ本會事務所所在地外ニ於テ開催スル講演會、其ノ他ノ會合ニ必要ナル經費、鐵道貨物運賃其ノ他現場支拂ニ要スル經費並委託購買ヲ爲スニ要スル經費ニ就テハ本會職員ヲシテ現金支拂ヲ爲サシムル爲現金前渡ヲナスコトヲ得。

前項ノ現金前渡ヲ受ケタル職員ハ支拂完了ノモノニ對シ事務所所在地歸着後一週間以内ニ支拂證憑書類ヲ添ヘ精算書ヲ提出スベシ。

第九條 經費ハ豫算ニ定メタル目的以外ニ使用シ又ハ各款ノ金額ヲ彼此流用スルコトヲ得ズ。

各項ノ金額ヲ流用セムトスルトキハ會長及各自ノ金額ヲ流用セムトスルトキハ常務理事ノ決判ヲ受クベシ。

第十條 豫算内ノ支出ノ爲經理上必要アルトキハ一時借入ヲ爲スコトヲ得
前項ノ借入金ハ其ノ會計年度内ノ收入ヲ以テ償還スルモノトス。

第四章 決 算

第十一條 決算ハ翌年度七月三十一日迄ニ豫算ノ様式ニ遵ヒ決算報告書ヲ調製ノ上監

事ノ意見ヲ附シ翌年度内ニ評議會ニ提出スルモノトス。

第五章 契 約

第十二條 物品ノ購入、印刷其ノ他ノ契約ヲ爲サムトスルトキハ二人以上ノ見積書ヲ
徵シ其ノ最低價格ノ者ト契約ヲ締結スルモノトス但シ左ニ掲タル場合ニハ一人ノ見
積書ヲ以テ締結スルコトヲ得

一、契約ノ性質又ハ目的ガ競争ヲ許サザルトキ

二、急速ニ要シ競争ニ附スルノ暇ナキトキ

三、勞力ノ供給又ハ運送ヲ請負ハシムルトキ

四、契約代金貰拾圓ヲ超エザルトキ。

第十三條 前條ノ契約ハ常務理事ノ名ヲ以テ之ヲ締結スルモノトス。

第十四條 契約代金壹千圓ヲ超ユルトキハ契約ノ目的、履行ノ期限、契約違反ノ場合ニ於ケル保證金ノ處分、危險ノ負擔其ノ他必要ナル事項ヲ詳細ニ記載シタル契約書ヲ作製スルコトヲ要ス。

第六章 物品出納

第十五條 物品ハ左ノ區分ニ依リ取扱フベシ

一、備品（器具、機械、圖書、雑品）

二、消耗品（用紙類、雑用品）

三、印紙切手類（郵便切手、郵便葉書、收入印紙、電車、乗合自動車乗車券）

第十六條 不用品ハ賣却ノ手續ヲ、破損品又ハ毀損品ハ修繕ノ手續ヲ爲スベシ

修繕ヲ加フルモ使用ニ堪エザルモノハ賣却又ハ棄却スルコトヲ得

前二項ノ手續ハ常務理事ノ指揮ニ依ルベシ

二〇

第七章 帳 簿

第十七條 金錢及物品ノ出納ヲ登記スル爲左ノ帳簿ヲ備フルモノトス。

一、豫算差引簿

二、現金出納簿

三、物品出納簿

第十八條 現金及有價證券收納ニ關シ受領證簿ヲ備ヘ置クベシ。

第八章 雜 則

第十九條 現金及有價證券又ハ物品ノ出納事務ヲ掌ル職員ハ出納ノ責任ヲ負フモノトス。

ス

前項ノ職員故意又ハ過失ニ因リ現金、有價證券又ハ物品ヲ亡失又ハ毀損シタルトキ

ハ賠償ノ責ニ任ズルモノトス。

第二十條 本規則ニ依リ難キモノアルトキハ特ニ其ノ規定ヲ設クルコトヲ得

附 則

本則ハ昭和十年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

五 財團法人人口問題研究會會員規則（昭和十五年四月一日第一條改正）

第一條 本會寄附行爲第四章第五條ノ規定ニヨリ特別會員、維持會員、終身會員及通常會員ヲ置ク

特別會員ハ本會ニ功勞アル者又ハ學識名望アル者ニツキ理事會ニ於テ之ヲ推薦シタルモノトス

維持會員ハ本會ノ趣旨ニ贊同シ本會ノ役職員又ハ會員ノ紹介ニ依リ本會ノ事業ヲ援助スル爲一箇年一口金二百圓以上ヲ釀金スルモノトス

終身會員ハ本會ノ役職員又ハ會員ノ紹介ニ依リ一時金百圓以上ヲ納入シ入會シタルモノトス

通常會員ハ本會ノ趣旨ニ贊同シ本會ノ役職員又ハ會員ノ紹介ニ依リ入會シタルモノトス

第二條 會員ニハ本會發行ノ圖書、定期刊行物其ノ他ノ印刷物ヲ無料又ハ實費ニテ頒

布ス

第三條 通常會員ハ會員トシテ年額金參圓ヲ毎年三月末日迄ニ前納スルモノトス但シ

新ニ入會シタルモノハ入會ノ日ヨリ一箇月以内ニ會費ヲ納付スルモノトス

第四條

會員ノ住所、氏名ニ異動ヲ生ジタルトキハ直チニ其ノ旨届出ヅルモノトス

第五條

通常會員退會セムトスルトキハ其ノ旨届出ヅルコトヲ要ス此ノ場合ニハ既ニ

納入シタク會費ヲ返還セザルモノトス

第六條

通常會員ニシテ會費ノ納入ヲ忘リタル場合ハ會員タルコトヲ取消スコトアル

ベシ

附 則

本則ハ昭和~~年~~四月~~日~~之ヲ施行ス

六 顧問及役職員

顧問

問内大臣侯爵

貴族院議員

廣瀨久忠

役員

問内大臣侯爵

貴族院議員

木戸幸一

長(理事)

貴族院副議長侯爵

忠

事(常務)

厚生省社會局長

太郎

事(常務)

前海外興業株式會社社長

二雅

事(常務)

士官學校教士

亨

事(常務)

農東京帝國大學博學士

宏

事(常務)

法貴族院博學士

皓

事(常務)

法貴族院博學士

端

士官學校教士

夫

士官學校教士

監監理理理理理理理

事事事事事事事事

貴族院議員
貴族院議員
日本人問題研究
委員會
大藏大臣
大藏大臣
賞勵局總裁
經濟學博士長
新潟縣知事
内閣統計局長
醫公衆衛生院博士長
日本厚生協會理事

告田堀切善次郎
河田下條康烈郎
安井誠一郎
岡田文磨郎
林島孝彦秀郎
吉阪春雄彥秀郎
石坂俊藏郎
關屋貞三郎
茂三郎

(以上理事登記順)

社第一生命保險相互會社
長社

評議員 評議員 評議員 評議員 評議員 評議員 評議員 評議員

內閣情報部長

京都帝國大學名譽教授
法學博士

厚生次官

厚生技師・醫學博士

日本勞働科學研究所所長
醫學博士

貴族院議員

伯爵

貴族院議員

中央社會事業協會理事長

厚生省體力局長

企畫部研究官

人口問題研究所研究官

法早稻田大學博學理士事

醫學博士

評議員 評議員

熊谷憲一

山本美越乃

兒玉政介

古屋芳雄

暉峻義等

有馬賴寧

赤木一男

青木朝治

佐々木芳遠

北岡壽逸

宮島幹之助

鹽澤昌貞

成美

經濟學博士

法早稻田大學博學理士事

醫學博士

慶應義塾大學教授

大學生事

企畫部研究官

厚生省體力局長

企畫部研究官

中央社會事業協會理事長

企畫部研究官

貴族院議員

日本勞働科學研究所所長

醫學博士

厚生技師・醫學博士

厚生次官

京都帝國大學名譽教授
法學博士

內閣情報部長

京都帝國大學名譽教授
法學博士

內閣情報部長

研 研 研 評 評
究 研 研 誌 誌
員 員 員 員 員
幹 幹 幹 幹 幹
書 書 書 書 書
幹 幹 幹 幹 幹
事 事 事 事 事
記 記 記 記 記
事 事 事 事 事
職

員

厚生省社會局生活課長	厚生省勞働局長
厚生省社會局事務官	拓務省拓務局長
內閣統計局人口課長	
人口問題研究所研究官	
森持一義夫	
島田俊雄	
植永一郎	
福永與一郎	
池田常雄	
山崎友吉	
増田重喜	
左田武夫	
右田武	
館稔	

(以上評議員イロハ順)

研究員

升 先 員

雅
三
上

研究員

千
卷

研究員

助
手

助
手

四

四言

人口問題研究所研究官補
人口問題研究所嘱託

男爵

七 荒

山

見

三

四

甲

田

2

十一

荒尾正博
見正邦
芳正
嘉正
達正
彰正
孝正
達正
嘉正
芳正
見正
山正
潮正
林正
上正
田正
田正
窟正
五正
十正
嵐正
嵐正
五正

七 事業概要

一、調査研究

1. 本會に於ける調査研究

本會に當時研究員數名を置き人口問題に關する調査研究を行ひ、理事中特に指導者を設け研究員の調査研究の指導に當ると共に指導者自ら研究項目を定めて研究に從事す。

2. 委託調査研究

人口問題研究上重要な事項に關しては隨時適當なる機關施設又は専門の研究者に調査研究を委託す。

3. 大陸竝に外地に於ける調査研究

中華民國（北京及上海）竝に南洋に調査室を設置し現地に於ける諸問題の調査研究を行ふ。

二、資料の蒐集

人口問題に關する内外の調査資料の蒐集整備に努む。

三、國內の聯絡

1. 同攻者の會合

人口問題關係研究諸機關及研究者との聯絡提携を圖る爲研究者名簿及文獻目錄を作成し同攻者の會合を行ふ。

2. 全國協議會の開催

衆智を聚めて國策の根蒂を培ふ爲に全國協議會を開催す。

四、海外との聯絡

國際人口會議、イタリー國立人口問題研究所、スクリツプ財團人口問題研究所其の他各國の此の種機關及同攻者と聯絡並に資料の交換を爲す。

五、公開講演會の開催

人口問題に關する知識の普及並に人口政策施設の促進を期する爲隨時中央又は地

方に於て公開講演會を開催す。

六、印刷物の發行

1. 人口問題資料の刊行

調査研究したる結果を印刷發行すると共に其の他重要な人口問題資料の發行に努む。

2. 機關誌「人口問題」の發行

特別寄稿者及會員一般より研究其の他原稿を募集し機關誌を刊行す。

(既に發行し若くは近く發行の印刷物左の如し)

第一輯 人口問題講演集(第一輯)

第二輯 日本人口密度圖

第三輯 我國人口問題の解決方針(懸賞論文集)

第四輯 人口問題講演集(第二輯)

第五輯 一九三一年ローマ國際人口會議資料(第一輯)

第七輯

マルサス殘後人口問題資料展覽會寫真集
百年記念

第八輯

マルサスに關する文獻集(吉田秀夫編)

第九輯

東北地方の人口に關する調查

第十一輯

東北地方の產業と人口(第二回同攻者會合記錄)

第十二輯

人口問題講演集(第四輯)

第十三輯

本邦人口增加の傾向及數量的變動に就いて

第十四輯

我國人口問題に關する諸研究(第一輯)(第三回同攻者會合記錄)

第十五輯

道府縣別農業本業者數及其年齡構成(上田貞次郎理事報告)

第十六輯

支那人口問題研究(飯田茂三郎執筆)

第十七輯

都鄙人口に關する諸問題(第四・五回同攻者會合記錄)

第廿一輯

人口問題の見地より見たる國民保健問題(第六回同攻者會合記錄)

第廿二輯

人口問題講演集(第七輯)(前會長故柳澤保惠伯爵追悼記念人口問
題講演會記錄)

第廿三輯 我國人口問題に關する諸研究(第二輯)(第七回同攻者會合記錄)

第廿四輯 Population of Japan

第廿五輯 日本の人口

第廿七輯 「世界人口の動向」並に「生產力擴充と勞働人口」(第八回同攻者

會合記錄)

第廿八輯 第一回人口問題全國協議會概報

第卅輯

第一回人口問題全國協議會報告書

第卅四輯

第二回人口問題全國協議會概報

第卅五輯

第三回人口問題全國協議會報告書

第卅六輯

人口問題講演集(第十一輯)

第卅九輯

第三回人口問題全國協議會概報

第四十輯

第三回人口問題全國協議會報告書

第四十一輯

人口問題講演集(第十三輯)

機關誌

人口問題第一卷第一號

人口問題第一卷第二號

人口問題第一卷第三號

人口問題第一卷第四號(前會長故柳澤保惠伯爵追悼記念特輯號)

人口問題第二卷第一號

人口問題第二卷第二號

人口問題第二卷第三號

人口問題第二卷第四號

人口問題第三卷第一號

人口問題第三卷第二號

人口問題第三卷第三號

人口問題第三卷第四號

七、其他我國人口問題の解決に資する爲必要なる事業

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

1. 懸賞論文の募集

人口問題に關する研究の促進を圖る爲時宜に適應せる論題の下に懸賞論文の募集を行ふ。

2. 資料展覽會、資料の出品、講師の派遣

人口問題に關する一般の啓蒙の目的を以て資料展覽會を開催し或ひは統計展覽會其の他各種の文化展覽會等の開催せらるるに當りては資料の出品を爲し又は講演會等に本會より講師を派遣す。

3. 政府に対する答申及建議

政府の諮詢に應じて答申を爲し或ひは喫緊重要の事項に關し政府に對し建議を行う。

4. 其の他前記の目的を達成するに必要なる事業

八 主要事業日誌

昭和八年

一、昭和八年十一月 人口問題に關する研究の促進を圖る爲、『我國人口問題の解決方針』なる論題の下に懸賞論文の募集を行ひ、百二十二篇の應募原稿を得、二等三名、三等四名を入選と決定せり。

一、昭和八年十二月十一日 第一回人口問題講演會を東京朝日講堂に於て開催す。

昭和九年

一、昭和九年六月二十一日 第二回人口問題講演會を大阪市中央公會堂に於て開催す。

一、昭和九年十一月七日 第一回同攻者會合を内務省第一會議室に於て開催す。

一、昭和九年十一月二十九日 第三回人口問題講演會を麴町區有樂町蠶絲會館講堂に於て開催す。

一、昭和九年十一月二十九日、三十日、十二月一日　マルサス歿後百年記念人口問題資料展覽會を開催す。

昭和十年

一、昭和十年三月二日　第二回同攻者會合を麴町區有樂町蠶絲會館講堂に於て開催す。

一、昭和十年六月八日　第四回人口問題講演會を仙臺市公會堂に於て開催す。

一、昭和十年七月六日　第三回同攻者會合を内務省第一會議室に於て開催す。

一、昭和十年八月十四、五兩日　和歌山縣主催人口問題講演會の開催せらるゝに當り
經濟學博士永井理事を派遣せり。

一、昭和十一年一月九日　第四回同攻者會合を内務省第三會議室に於て開催す。

昭和十一年

一、昭和十一年一月二十三日　第五回人口問題講演會を麴町區九段軍人會館講堂に於て開催す。

一、昭和十一年二月十五日 第五回同攻者會合を内務省第二會議室に於て開催す。

一、昭和十一年四月十三日 内閣總理大臣に對し移植民振興方策に關する建議並に滿洲移民に關する建議をなせり。

一、昭和十一年六月十日 第六回人口問題講演會を福岡市西中洲縣公會堂に於て開催す。

一、昭和十一年十月二十八日 第六回同攻者會合を内務省第三會議室に於て開催す。

一、昭和十一年十二月十日 第七回人口問題講演會を麴町區有樂町蠶絲會館講堂に於て前會長故柳澤伯爵追悼記念事業の一として開催す。

昭和十二年

一、昭和十二年三月六日 第七回同攻者會合を内務省第二會議室に於て開催す。

一、昭和十二年六月十二日 第八回人口問題講演會を廣島市廣島縣高女講堂に於て開催す。

一、昭和十二年七月二十一日 内閣統計局及び内務省社會局援助の下に本會及び社團

法人東京統計協會の二團體を中心として日本人口問題研究委員會成立し同會は直に人口問題國際聯合に對し日本の加入申込の手續を行ひ井上常務理事を巴里國際人口會議の日本代表に決定せり。

一、昭和十二年七月二十九日 巴里市に於て開催の國際人口會議に井上常務理事出席す。

一、昭和十二年十月九日 第八回同攻者會合を内務省第二會議室に於て開催す。

一、昭和十二年十一月四、五兩日 第一回人口問題全國協議會を神田區一ツ橋通一橋講堂及如水會館に於て開催す。

一、昭和十二年十一月四日 第九回人口問題講演會を神田區一ツ橋通一橋講堂に於て第一回人口問題全國協議會開催記念として開催す。

昭和十三年

一、昭和十三年五月七日 第九回同攻者會合を厚生省第一會議室に於て開催す。

一、昭和十三年六月十一日 第十回人口問題講演會を金澤市石川縣縣會議事堂に於て

開催す。

一、昭和十三年十月一日 第十回同攻者會合を厚生省第一會議室に於て開催す。
一、昭和十三年十月二十六日 内閣總理大臣に對し人口問題に關する國立常設調査機關設置の建議をなせり。

一、昭和十三年十月二十九、三十兩日 第二回人口問題全國協議會を神田區一ツ橋通一橋講堂及如水會館に於て開催す。

昭和十四年

一、昭和十四年二月十七日 第十一回人口問題講演會を麹町區九段軍人會館に於て開催す。

一、昭和十四年二月十八日 第十一回同攻者會合を厚生省第一會議室に於て開催す。

一、昭和十四年六月八日 第十二回人口問題講演會を札幌市公會堂に於て開催す。

一、昭和十四年六月二十八日 内閣總理大臣、各省大臣、企畫院總裁並に興亞院總裁に對し現下人口問題の緊要なる事項に關し建議をなせり。

一、昭和十四年十一月 横濱市神奈川高等女學校主催の展覽會に統計圖表を出品せり。

一、昭和十四年十一月三日より十二月三日まで、日本學術振興會、日本民族衛生協會、日本精神衛生協會、日本赤十字社共催の「日本民族優生展覽會」に人口問題研究所と共同十三點の圖表を出品せり。

一、昭和十四年十一月六、七兩日 第三回人口問題全國協議會を神田區一ツ橋通一橋講堂及如水會館に於て開催す。

昭和十五年

一、昭和十五年三月十五日 内閣總理大臣、各省大臣、企畫院總裁、貴族院及衆議院に對し優生政策確立に關する建議をなせり。

一、昭和十五年六月一日より四日まで、富山縣女子師範並に縣立富山高等女學校にて體育衛生並家事科學展覽會開催せらるるに當り人口問題研究所と共同にて人口問題統計資料の出品をなせり。

一、昭和十五年六月十日 第十三回人口問題講演會を松山市廳ホールに於て開催す。

人口問題講演會

昭和十五年八月七日印刷
(非賣品)

厚生省社會局内

財團
法人 人口問題研究會

東京市麹町區大手町一丁目七
厚生省生活課内

編輯兼
發行者 林 芳 郎

東京市京橋區湊町二丁目十六
印刷者 篠 倉 政 一

東京市京橋區湊區二丁目十六
印刷所 第一印刷所
電話京橋(56)六三〇六五〇番

